

障がい者のための福祉手当・福祉医療費 難病患者通院交通費補助金のご案内

障がい者福祉課 ☎ 27-7331
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
吉田 ☎ 72-6082 大滝 ☎ 55-0865
荒川 ☎ 54-2116

障がい者のための 福祉手当・ 福祉医療費

①～⑤の手当、医療費につきましては、すでに支給されている方は、申請の必要はありません

① 特別児童扶養手当

対象 一定の障がい(※)がある20歳未満の子どもを育てている方
※特別児童扶養手当認定診断書により一定の障がいがあると認められた方(おおむね身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A、A、Bをお持ちの方)ただし、同居の家族に一定以上の所得がある場合は支給停止

手当額

1級 月額51,100円

2級 月額34,030円

※対象児童が社会福祉施設に入所している場合は受け取れません。

② 在宅重度心身障害者手当

対象 次のどちらかに該当する方
I 在宅で生活している市民税非課税の方で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方

II 20歳未満で医療的ケアを必要とする方で、身体障害者手帳1級または2級と療育手帳Aまたは

Aを重複してお持ちの方
(他の手当を受けていても対象)
手当額 月5,000円
【次の方は受けられません】
・ II以外は、他の手当を受けている方

・ 社会福祉施設に入所している方
・ 65歳以上で新たに手帳を取得した方



在宅重度心身障害者手当
のうち市民税課税の方が対象になってきた給付金制度については、制度見直しにより4月1日を持って廃止となりました。

③ 障害児福祉手当

対象 障がいがあるため、常時介護が必要な20歳未満の方
※本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止

手当額

月額14,480円

【次の方は受けられません】

・ 社会福祉施設等に入所している方
・ 障害基礎年金を受けている方

④ 特別障害者手当

対象 次のいずれかに該当する、在宅で生活している20歳以上の方
・ 国民年金法1級程度の障がい
2つ以上ある方

・ 国民年金法1級程度の障がい
1つあり、さらに国民年金法2級程度の障がい
2つ以上ある方

難病患者通院交通費補助金

対象 特定疾患医療給付受給者証、指定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかをお持ちで難病の治療のため市外の病院等に通院している方、または慢性腎不全のため人工透析を行っている方で、市外の病院等に通院している方(吉田地区、荒川地区、大滝地区在住の場合、秩父地区の病院等に通院している方も対象)

※自動車等燃料費補助金を受給されている方、生活サポート事業を利用されている方は対象外

補助額 電車またはバスを利用した場合は、運賃の2分の1の額。自家用車を利用した場合は、通院にかかる距離1kmあたり4円。

請求期間 4月～7月分は8月中に、8月～11月分は12月中に、12月～3月分は平成28年4月中に申請

申請方法 次の書類を持って窓口へお越しください。

- ①各種医療受給者証または特定疾病療養受療証
- ②医療機関発行の領収書等、通院記録を証明できるもの
- ③補助金振込先口座の名義・番号がわかるもの
- ④印鑑

・ 肢体不自由で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護が必要なる方
・ 内部障がいおよびその他疾患で、国民年金法1級程度の障がいがあり、絶対安静の方
・ 精神障がい(知的障がい含む)で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護が必要な方
※本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止

手当額

月額26,620円

【次の方は受けられません】
・ 社会福祉施設等に入所している方

・ 病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している方
⑤ 重度心身障害者医療費
対象 次のいずれかに該当する方

・ 身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方

・ 療育手帳A、A、Bをお持ちの方

・ 精神障害者保険福祉手帳1級をお持ちの方

・ 65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の「障害認定」を受けた方

【次の方は受けられません】
・ 65歳以上で新たに手帳取得された方(更新により新たに該当要件を満たすようになった方を含む)